年　　月　　日

（宛先）札 幌 市 長

（申請者）所在地

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

**札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業代理受領事業所登録申請書**

札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業の代理受領に係る事業者の登録等に関する要領第２条に基づき、必要書類を添えて下記のとおり事業所の登録を申請いたします。

また、札幌市が届出事項を公表することに同意します。

記

**１　事業者の概要**

(1) 設立年月日　　　　　　　年　　　月　　　日

(2) 事業所数　　　　　　　か所（うち札幌市内の事業所数　　　　　か所）

**２　登録する事業所について**

（申請者の名義・印鑑で用品の見積・納品を行う場合は申請者について記載してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の所在地 |  |
| 事業所の名称 |  | 使用印鑑 |  |
| 事業所の代表者 | 肩書 |  |
| 氏名 |  |
| 職員数 | 管理責任者　　　　　　　１名 | 相談員　　　　　　　　　　名 |
| その他の常勤職員　　　　　名 | 常勤職員計　　　　　　　　名 |
| 営業日 |  |
| 営業時間 |  |
| 苦情解決の措置概要 | 窓口（連絡先） | ℡ | 担当者 |  |
| 過去１年間の取扱実績 | （契約実績のある他市町村、官公庁、民間企業等） |
| （主な受注物件） |
| 本件登録申請 | 窓口（連絡先） | ℡ | 担当者 |  |
| FAX |

**３　取扱予定種目（取扱う項目の□に✔を付してください）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 種目 | 取扱メーカー・製品（機種）名 |
| □ | 正弦波インバーター発電機 |  |
| □ | ポータブル電源（蓄電池） |  |
| □ | DC/ACインバーター（カーインバーター） |  |

**【注意事項】**

＜共通事項＞

○　擬似正弦波（矩形波、補正正弦波）の製品は助成の対象外となります。

○　特に、海外製の製品の場合には、次のことを確認してください。

・　日本語の取扱説明書が添付されていること

・　電気用品安全法の適合検査に適合した（ＰＳＥマークが付いている）製品であること

○　用品の維持に要する経費（ガソリン、カセットボンベやエンジンオイル等の購入費）については、助成の対象外となります。

　＜性能要件について＞

　○　次の性能要件を満たしている必要があります。

　　・　正弦波インバーター発電機

障がい者等又は介助者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの

　　・　ポータブル電源（蓄電池）

障がい者等又は介助者が容易に使用及び運搬可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの

・　DC/ACインバーター（カーインバーター）

障がい者等又は介助者が容易に使用可能な、自動車用バッテリー等の直流電源（DC）を正弦波交流電源（AC）に変換する装置で、定格出力が300W以上のもの

**４　添付書類（提出する項目の□に✔を付してください。）**

(1) □ 登記事項証明書（写し可）、事業者が行っている業の内容を証明する書類

(2) □ 事業経歴書（様式２）

(3) □ 　 　　年度の法人市民税（個人の場合は市町村民税）の納税証明書

(4) □ 財務諸表（法人の場合：貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書

個人の場合：貸借対照表、損益計算書、確定申告書の写し）

(5) □ 管理責任者及び相談員の履歴書（様式３）

(6) □ 取扱いを希望する用品の見積書及びカタログ等

(7) □ サービスの実施方法を定めた規程

(8) □ 事業所（販売店舗・販売スペース部分）の平面図

(9) □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

事　業　経　歴　書

|  |
| --- |
| 申請者の業務の履歴 |
| 年　月 | 出　来　事 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  | 現在に至る。 |

※　設立、支店の開設、官公庁との契約の締結、社名の変更、業種の拡大等のこれまでの会社の履歴を記入すること。本票により難いときは、別紙を提出すること。

代理受領に係る振替口座届

私は、札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業実施要綱第９条に規定する助成金の代理受領について、障がい者等から委任を受けた際には、障がい者等に代わって助成金を請求・受領することとし、同要綱の規定を遵守いたします。

また、助成金を受領する口座として以下の口座を届け出いたします。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 本・支店名 | 預金種別 | 口座番号 | ※債権者コード |
|  |  | 普通・当座 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義（上段にフリガナ） |  |
|  |

注）１　登録する事業者の代表者と口座名義人は原則同一人としてください。

２　事業者の代表者が札幌市競争入札参加者名簿に登載されている場合は※に債権者コードを記入してください。

３　口座番号には支店番号を入れないでください。

履　歴　書

（札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業に係る主要職員）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
| 生年月日 |  | 勤務形態 | 常勤 |
| 所属・役職 |  |
| 最終学歴 |  |
| 担当の別 | 該当部分に○を付すこと。 |
| 管理責任者　　　・　　　相談員 |
| 資　　格　　要　　件 | 職　　　　　　　　　　歴 | 名　　　　称 | 勤　務　内　容 | 従　事　期　間 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 資　格 | 名　　　　称 | 取得機関（認証者） | 取 得 年 月 日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 特記事項 |  |

注１　この調書は、管理責任者、相談員について、１人につき１枚作成すること。

注２　資格を有している場合は、その資格を証明する書類（資格者証、免許証、終了証明書等）も添付すること。

札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業代理受領登録事業者誓約書

　　年　　月　　日

（宛先）札　幌　市　長

（申請者）住　　　所

事業者名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業の代理受領に係る事業者の登録等に関する要領第２条に基づく事業所の登録の申請に当たり、「物品の納品に関する契約において、債務不履行又は契約義務違反の事実がないこと」、「過去に法人市民税（個人事業主にあっては市町村民税）を滞納した事実がないこと」及び「刑事事件における前科がないこと」を申し立てるとともに、下記の各事項を遵守することを誓約します。

記

（基本的事項）

１　札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業（以下「本事業」という。）の助成対象となる非常用電源装置等（以下「用品」という。）の販売に当たっては、関係法令及び札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。

２　身体障がい者や難病患者など（以下「障がい者等」という。）の意思及び人権を尊重し、常に障がい者等の立場に立った用品の販売等に努めること。

（見積書の発行）

３　用品の販売を障がい者等から依頼された場合は、「見積書（要綱の様式２）」を障がい者等に発行すること。

（見積書の内容変更）

４　用品に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかにその変更の内容を、見積書を発行した障がい者等に連絡すること。

また、変更前の見積書の内容に基づいて承認された札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成金交付決定通知書及び札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業助成券（以下「助成券」という。）については、無効となることを当該障がい者等に説明し、変更後の内容に基づく見積書を発行するとともに、改めて札幌市に対して変更後の見積書の提出を行うよう説明すること。

（領収書の発行）

５　障がい者等から用品の購入に係る費用を受領したときは、領収書を発行すること。

（自己負担額の受領）

６　要綱第９条に定める代理受領により助成金の請求を行なう場合は、助成券に記載されている自己負担額の支払いを障がい者等より受けること。また、自己負担金の受領後、障がい者等に領収書を発行すること。

（納品後の修理）

７　納品後１年以内に通常の使用状態（災害等による毀損、本人の過失による破損、目的外使用、取扱不良等のために生じた破損を除く）で破損した場合には、原則として事業者の責任において修理すること。

（記録の整備）

８　用品の販売に関する記録及び金銭収受に係る帳簿を整備し、納品日から５年間保存すること。

（指導・調査等）

９　市長が、要綱に基づく助成に関して指導若しくは調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じること。

10　要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

（登録の取消等）

11　この遵守事項に違反した、又は不正な手段により事業所の登録を届け出た等の場合に、市長が当該登録を取り消すこと、及び当該取消後市長が定める取消期間中は再度登録を受けることができないことについて、異議を唱えないこと。

（苦情処理等）

12　障がい者等からの苦情又は相談があった場合、障がい者等又はその家族の状況を詳細に把握し、必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、障がい者等の立場を考慮しながら、事実関係の認定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。そのほか、当該事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を障がい者等の立場に立って検討し、対処すること。

（賠償責任）

13　用品の販売等の際に、事業者の責めに帰すべき事由により、障がい者等又はその家族の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、障がい者等に対してその損害を賠償すること。

（秘密保持）

14　事業所の職員は、業務上知り得た障がい者等又はその家族の秘密を保持すること。また、職員であった者に、業務上知り得た障がい者等又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とすること。

（その他）

15　届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を市長に届け出ること。

　　年　　月　　日

変　　更　　届

（宛先）札　幌　市　長

（届出者）所在地

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

この度、札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業の代理受領に係る事業者の登録等に関する要領に基づき、貴市に届出していた事項に変更がありましたので、下記のとおり届出いたします。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変 更 事 項 | 新 | 旧 |
|  |  |  |
| 変更年月日 | 　　年　　月　　日 |

（振替口座届）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 本・支店名 | 預金種別 | 口座番号 | ※債権者コード |
|  |  | 普通・当座 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義（上段にフリガナ） |  |
|  |

注）１　登録している事業者の代表者と口座名義人は原則同一人としてください。

２　事業者の代表者が札幌市競争入札参加者名簿に登載されている場合は※に債権者コードを記入してください。

３　口座番号には支店番号を入れないでください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変更事項 | 提出書類 | 変更事項 | 提出書類 |
| １ | 事業者の名称 | 登記事項証明書（個人事業者の場合は不要） | ６ | 管理責任者、相談員 | 履歴書（資格を証明する書類も添付） |
| ２ | 事業所の名称 |  | ７ | 事業者の所在地 | 登記事項証明書（個人事業者の場合は不要） |
| ３ | 事業者の代表者 | 登記事項証明書（個人事業者の場合は不要） | ８ | 事業所の所在地 |  |
| ４ | 事業所の代表者 |  | ９ | 取扱規定 | 販売等の取扱いを定めた規程 |
| ５ | 委任者・受任者 | 委任状（所在地、印鑑等の変更の際も必要） | 10 | 使用印鑑・電話番号等 |  |

　　年　　月　　日

辞　　退　　届

（宛先）札　幌　市　長

（届出者）所在地

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

この度、下記のとおり、札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業の代理受領に係る事業者の登録等に関する要領に基づく事業所の登録を辞退することとしましたので、その旨届出いたします。

記

１　辞退する事業所

２　辞退する種目（一部・全部：該当項目に○を付し、一部の場合は種目を列挙すること。）

３　辞退理由

（担当者　　　　　　　　　　　　　電話：　　　　－　　　－　　　　）